

# 障害年金の申請について

## 1. 申請の前に...

- ①初診日から1年半が経過していますか？
- ②年金に加入していますか？
- ③初診日前日までに年金保険料を納めていますか？
- ④症状は年金請求に当てはまる状況ですか？



## 2. 申請手順について

### ①申請用紙を取寄せる

- \*基礎年金の方は市町村の国民年金窓口
- \*厚生年金の方は年金事務所の窓口

初診日の時点でお勤めの方は厚生年金等、そうでない方は基礎年金になります



### ②申請書類等の準備

- \*裁定請求書、年金手帳、受診状況等証明書（初診日証明）、受診状況等証明書が添付できない理由書、診断書（主治医が記載）、病歴・勤労状況申立書、戸籍謄本・・・など。その他必要に応じて生計維持証明書・共済組合等の加入期間証明書、年金証書。

詳しくは書類取り寄せ時に窓口にてご確認ください。

- ※初診時の病院と診断書を作成する病院が同じ場合は、初診日証明は不要です。



### ③申請用紙の提出（各担当窓口へ）



### ④提出後、2~3ヶ月ほどで通知がお手元に届きます。

- \*受給認定された方は、定期的に「現況届」または「診断書」を提出する事となります。



ご不明な点  
がありましたらお気軽  
にお問い合わせ下さい

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229